

問い合わせ先：国土交通省海事局外航課

課長補佐 庄司（内線43-302）

企画調整官 峯（内線43-365）

代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8618

平成22年2月24日

国土交通省

トン数標準税制に係る日本船舶・船員確保計画の認定

1. トン数標準税制の適用を受けるために必要な日本船舶・船員確保計画の認定について、新たに1社から申請があり、基本方針に照らして必要な審査を行った結果、認定基準を満たしていることから認定いたしました。

これにより、昨年3月に認定した10社と合わせ、トン数標準税制の適用を受ける事業者は11社となります。

認定事業者 日鉄海運

（参考：既認定事業者） 旭海運、旭タンカー、飯野海運、川崎汽船、三光汽船、商船三井、新和海運、第一中央汽船、日正汽船、日本郵船

2. 認定事業者11社の計画の概要は以下のとおりです。

○ 計画期間

5年間（1社：平成22年4月1日～平成27年3月31日）

（10社：平成21年4月1日～平成26年3月31日）

○ 外航日本船舶の確保計画（11社計）

77.4隻 ⇒ 161.8隻（約2.1倍）

○ 外航日本人船員の訓練計画（11社計）

5年間 698人（うち社船実習352人）

○ 外航日本人船員の確保計画（11社計）

1,072人 ⇒ 1,162人（+90人、約1.1倍）